

策定年	平成 7 年
第 1 回変更	平成 13 年
第 2 回変更	平成 18 年 7 月
第 3 回変更	平成 19 年 2 月
第 4 回変更	平成 22 年 6 月
第 5 回変更	平成 24 年 3 月

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

平成 24 年 3 月

岡山県備前市

目次

第1章 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2章 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	3
第3章 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	7
第4章 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項	8
イ 利用権設定等促進事業	8
ロ 農地保有合理化事業の実施を促進する事業	15
ハ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業	15
ニ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業	18
ホ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業	18
ヘ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業	19
第5章 農地利用集積円滑化事業に関する事項	20
第6章 その他	25
附則	25
別紙1(第4章のイの第1節の6関係)	26
別紙2(第4章のイの第2節関係)	27

第1章 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 備前市は岡山県の南東部に位置し、東部は兵庫県赤穂市に、西部は岡山市・赤磐市・和気町・瀬戸内市に、北部は美作市に接しており、中央部には片上湾が入り組んできている。温和で晴天の多い典型的な瀬戸内式気候のため、気候的には恵まれているが、山地がかなりの面積割合を占めるため、まとまった平地に乏しく、市西部を流れる吉井川から東の一部に比較的まとまった農地がある程度で、あとは棚田や狭小な田畑で、水稻・果樹・野菜を基幹作物として農業を営んでおり、1戸当たりの経営規模は零細である。

今後は、土地利用型農業の推進を図っていくとともに、備前地域のいちじくや日生地域のみかん等、それぞれの地域の気候に適した特産的果樹の振興と、軟弱野菜のような軽量作物の生産を奨励し、女性や定年帰農者等の高齢者の農業経営への参画を推進し、担い手の確保に努めるものとする。

2 備前市の農業構造については、平成21年版岡山県統計年報によると、産業別就業者数は、第1次産業が802人、第2次産業が6,984人、第3次産業が10,372人となっており、第1次産業への就業割合は他産業に比べてかなり低くなっている。また、総農家数1,400戸のうち778戸が自給的農家であり、販売農家622戸のうち専業農家153戸、第1種兼業農家33戸、第2種兼業農家436戸となっており、農業の零細化、兼業化が顕著である。こうした状況の中、農業者の高齢化も進み、農業の担い手不足が深刻化している。

3 備前市はこのような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(目標年次:平成32年)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、備前市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(経営体当たり概ね500万円程度)、年間労働時間(1,900時間程度)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。なお、「概ね」は8割とする(以下同じ)。

4 備前市は、将来の備前市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、備前市は、農業協同組合、農業委員会、農業普及指導センター、農業共済事務組合等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行う。また、備前市農業再生協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対

して上記の備前市農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地利用集積円滑化事業(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号、以下「法」という。)第4条第3項)の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体(以下「認定農業者」という。)の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、集約的な経営展開を助長するため、農業普及指導センターの指導の下に、既存の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法

その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、備前市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- 5 備前市は、備前市農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を農業普及指導センターの協力を受けつつ行う。

特に、佐山地区等に存する営農集団においては、水田・畑作経営所得安定対策の担い手へ向けて、更なる規模拡大を図るべく重点的な指導を実施する。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

第2章 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1章に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に備前市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、備前市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 個人経営体

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲・大豆・ 作業受託複 合	<ul style="list-style-type: none"> 作付面積 水稲 4.2ha 黒大豆 2.8ha 水稲作業受託 5.0ha 経営面積 水田 7.0ha (内借地 5.0ha) 	<p>水稲、大豆の輪作体系とする。</p> <p>水稲は早晩2品種を組み合わせて、作期を拡大する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資本設備 作業場 150㎡ トラクター 25ps1台 コンバイン3条1台 田植機4条1台 米選機1台 ラムロー1台 動力散布機1台 乾燥機2台 	<p>複式簿記</p> <p>記帳の実施により経営と家計の分離を図る。</p> <p>青色申告の実施</p>	<p>家族経営</p> <p>協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p> <p>農繁期における臨時雇用従事者</p>

		籾摺機 1 台 トラック 1 台 自動計量器 1 台 ビーンスレッシャー 1 台 サブソーラー 1 台 等		の確保
水稲・麦・作 業受託複合	・作付面積 水稲 8.4ha ビール大麦 7.0ha 水稲作業受託 2.0ha ・経営面積 14.0 ha (内借地 14 ha)	水稲は早晩 2 品種を組み合わせ、作期を 拡大する。 ・資本装備 作業場 120 m ² トラクター 32ps1 台 コンバイン 3 条 1 台 田植機 5 条 1 台 ラムロー 1 台 動力散布機 1 台 ローリーナー 1 台 乾燥機 3 台 草刈機 2 台 籾摺機 1 台 トラック 1 台 等	複式簿記 記帳の実施 により経営 と家計の分 離を図る。 青色申告 の実施	家族経営 協定の締結 に基づく給 料制、休日制 の導入 農繁期に おける臨時 雇用従事者 の確保
花き専作	・作付面積 花壇苗 50a (パンジー、ペチュニア、インパチェンス 等) ・経営面積 50a	花壇苗は高単価の望める秋、春の集中出荷 とする。施設は年 2～3 回転させ、出荷時期 にあった品種を選定、生産する。 ・資本設備 ビニールハウス 50a 暖房機 3 台 動力噴霧機 1 台 育苗温室 230 m ² (自動かん水施設を含 む。) は種機 1 台 ミキサー 1 台 軽四トラック 1 台 2t トラック 1 台 等	複式簿記 記帳の実施 により経営 と家計の分 離を図る。 青色申告 の実施	家族経営 協定の締結 に基づく給 料制、休日制 の導入 農繁期に おける臨時 雇用従事者 の確保
果樹・水稲複 合	・作付面積 ビオーネ 2 月加温 30a ビオーネ無加温等 (盆前出荷) 30a 水稲 50a ・経営面積 1.1 ha	ビオーネは労働の分散を図るため、加温と無加 温を組み合わせる。 ・資本設備 作業場 100 m ² ぶどう棚 60a ビニールハウス 60a ぶどう樹 60a 軽四トラック 1 台 GA 処理機 1 台 動力噴霧機 1 台 トレンチャー 1 台 運搬車 1 台 草刈機 1 台 暖房機 3 台 かん水施設 60a 等	複式簿記 記帳の実施 により経営 と家計の分 離を図る。 青色申告 の実施	家族経営 協定の締結 に基づく給 料制、休日制 の導入 農繁期に おける臨時 雇用従事者 の確保
果樹専作 (ぶどう)	・作付面積 ビオーネ 2 月加温 10a ビオーネ無加温等	労働の分散を図るため、加温と無加温を組 み合わせる。 安定生産を図るため、ハウス栽培は加温施設	複式簿記 記帳の実施 により経営	家族経営 協定の締結 に基づく給

	<p>(盆前出荷) 20a</p> <p>ビオネ簡易被覆 50a</p> <p>・経営面積</p> <p>樹園地 80a</p>	<p>を装備し、作型をローテーションする。</p> <p>かん水施設、GA 処理機を導入する。</p> <p>バックホーは2戸の共同利用とする。</p> <p>・資本設備</p> <p>作業場 100 m² ぶどう棚 80a</p> <p>ビニールハウス 30a かん水施設 80a</p> <p>ぶどう樹 80a</p> <p>重油タンク 2 基 暖房機 3 台</p> <p>動力噴霧機 1 台 GA 処理機 1 台</p> <p>バックホー 1/2 台 運搬車 1 台</p> <p>軽四トラック 1 台 等</p>	<p>と家計の分離を図る。</p> <p>青色申告の実施</p>	<p>料制、休日制の導入</p> <p>農繁期における臨時雇用従事者の確保</p>
<p>果樹複合 (ぶどう・いちじく)</p>	<p>・作付面積</p> <p>ビオネ2月加温 30 a</p> <p>ビオネ無加温等 (盆前出荷) 20a</p> <p>いちじく 20a</p> <p>・経営面積</p> <p>樹園地 70a</p>	<p>ビオネは労働の分散を図るため、加温と無加温を組み合わせる。また、いちじくとの収穫分散を図るため、ビオネ無加温は、早期保温による盆前出荷をする。</p> <p>・資本設備</p> <p>作業場 100 m² ぶどう棚 50 a</p> <p>ビニールハウス 50 a かん水施設 100 a</p> <p>ぶどう樹 50a いちじく樹 20a</p> <p>防風施設 20a 軽四トラック 1 台</p> <p>GA 処理機 1 台 動力噴霧機 1 台</p> <p>ミニバックホー 1 台 運搬車 1 台</p> <p>草刈機 1 台 加温機 3 台 等</p>	<p>複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。</p> <p>青色申告の実施</p>	<p>家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p> <p>農繁期における臨時雇用従事者の確保</p>
<p>果樹専作 (温州みかん)</p>	<p>・作付面積</p> <p>温州みかん等 200a</p> <p>・経営面積</p> <p>樹園地 200a</p>	<p>観光農園とみかん経営を組み合わせる。</p> <p>・資本設備</p> <p>作業場 100 m² 小型バックホー 1 台</p> <p>かん水施設 200a みかん樹 200a</p> <p>運搬車 1 台 軽四トラック 1 台</p> <p>草刈機 2 台</p> <p>動力噴霧機 1 台 等</p>	<p>複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。</p> <p>青色申告の実施</p>	<p>家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p> <p>農繁期における臨時雇用従事者の確保</p>
<p>野菜専作</p>	<p>・作付面積</p> <p>ミトト 10 a</p> <p>こまつな 10 a</p>	<p>ミトトは、促成、養液栽培とする。</p> <p>・資本設備</p> <p>作業場 100 m² ビニールハウス 20 a</p>	<p>複式簿記記帳の実施により経営</p>	<p>家族経営協定の締結に基づく給</p>

	<p>・経営面積 20 a</p>	<p>二重カーテン装置 20a かん水施設 10a 水耕施設 10a 軽四トラック 1 台 動力噴霧機 1 台 暖房機 2 台 耕耘機 1 台 管理機 1 台 換気扇 4 台 等</p>	<p>と家計の分離を図る。 青色申告の実施</p>	<p>料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保</p>
野菜・水稲複合	<p>・作付面積 こまつな 30a 水稲 50a ・経営面積 80a</p>	<p>・資本設備 作業場 100 m² ビニールハウス 30 a 二重カーテン装置 30a かん水施設 30a トラクター 1 台 防除機 1 台 冷蔵庫 2 台 等</p>	<p>複式簿記 記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 青色申告の実施</p>	<p>家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保</p>
酪農・水稲複合	<p>・作付面積 水稲 2.0ha 飼料作物(2作) 2.0ha ・経営面積 4.0ha ・飼養頭数 ホルスタイン種 30頭</p>	<p>ふん尿はたい肥化して土地に還元し、余剰分は販売する。 ・資本設備 牛舎 500 m² 農機具庫 120 m² 堆肥舎 40 m² サイロ 400 m² 飼料タンク 1 基 等 酪農関係農機具一式 水稲の機械は共同利用とする</p>	<p>複式簿記 記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 青色申告の実施</p>	<p>家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 社会保険等の加入 ヘルパー制度の活用による労働ピークの軽減</p>
養鶏専作	<p>・飼養規模 鶏(採卵) 50,000羽</p>	<p>素畜は、大雛(130日齢)を年6回導入する。 自動給餌機、自動集卵機等を導入する。 鶏ふんはビニールハウスで乾燥し、袋詰等で販売する。 ・資本設備 鶏舎(801 m²)5棟 鶏ふん乾燥ハウス 1,000 m² 攪拌搬送機 2 台 飼料タンク(3t用)5基 成鶏ケージ 50,000 個</p>	<p>青色申告の実施 経営体の体質強化のため自己資本の充実を図る。</p>	<p>給料制の導入 社会保険等の加入 農繁期における臨時雇用従事者の確保</p>

		自動給餌機 5セット ショベルローダー 2台 動力噴霧機 2台	自動集卵機 5セット 鶏ふん袋詰機 2台 トラック 1台 等		
--	--	---------------------------------------	--------------------------------------	--	--

2 組織経営体

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲・大豆複合	・作付面積 水稲 12.0ha 黒大豆 8.0ha ・経営面積 水田 20.0ha (内借地 20.0ha)	水稲・大豆の輪作体系をする。 水稲は早晩2品種を組み合わせて、作期を拡大する。 組織活動の成熟度に応じて、法人化する。 ・資本設備 作業場 250㎡ トラクター 30ps1台 田植機 4条1台 コバイン 4条1台 動力散布機 1台 グレコンテナ 1台 自動計量機 1台 乾燥機 2台 糶摺機 1台 管理機 1台 ビーンスレッシャー 1台 選粒機 1台 軽四トラック 1台 トラック 1台 等	青色申告の実施 経営体の体質強化のため自己資本の充実を図る。	給料制の導入 社会保険等の加入 農繁期における臨時雇用従事者の確保

第3章 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

- 第2章に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営体数の目標は30戸とする。
- 第2章に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
15% (61.8/406)	効率的かつ安定的な経営体が担う農用地面積 61.8ha 平成32年の市の農用地面積 406ha

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

3 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、備前市農業再生協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者(農用地の引受け手)の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第4章 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

備前市は、岡山県が策定した「21世紀おかやま農業経営基本方針」の第3章「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、備前市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

備前市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- イ 利用権設定等促進事業
- ロ 農地保有合理化事業の実施を促進する事業
- ハ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ニ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ホ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ヘ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業については、備前市全域を対象として地域と連携して積極的な取組を行い、面的な集積が図れるよう努めるものとする。

イ 利用権設定等促進事業に関する事項

第1節 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- 1 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農業生産法人(農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 2 条第 3 項に規定する農業法人をいう。)が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
 - (1) 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次のアからオまでに掲げる要件のすべて(農業生産法人にあつては、ア、エ及びオに掲げる要件のすべて)を備えること。
 - ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - ウ その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - エ その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農業生産法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。
 - オ 所有権の移転を受ける場合は、上記アからエまでに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
 - (2) 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - (3) 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- 2 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が 1 の(1)のア及びイに掲げる要件(農業生産法人にあつては、アに掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- 3 農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合、又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 31 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、法第 4 条第 2 項に規定する農地保有合理化事業を行う農地保有合理化法人、同条第 3 項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法(平成 14 年法律第 127 号)附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施

する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- 4 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農業生産法人、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)(以下、「政令」という。))第3条で定める者を除く。)は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- 5 農業生産法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、1の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら2つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- 6 1から5に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

第2節 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

第3節 開発を伴う場合の措置

- 1 備前市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地保有合理化法人を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の運用について」(平成5年8月2日付け5構改B第848号農林水産省構造改善局長通知。以下「運用通知」という。)別記様式第3号に定める様式による開発

事業計画を提出させる。

- 2 備前市は、1の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

第4節 農用地利用集積計画の策定期間

- 1 備前市は、第5節の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- 2 備前市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

第5節 要請及び申出

- 1 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、備前市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- 2 備前市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- 3 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- 4 備前市の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- 5 2から4に定める申出を行う場合において、第4節の2の規定により定める農用地利用集

積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

第6節 農用地利用集積計画の作成

- 1 備前市は、第5節の1の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- 2 備前市は、第5節の2から4の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- 3 1、2に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、備前市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- 4 備前市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者(第1節に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

第7節 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、6の(3)に掲げる事項については、第1節の4に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- 1 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- 2 1に規定する者が利用権の設定等(第1節の4に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- 3 1に規定する者に2に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- 4 1に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- 5 1に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- 6 1に規定する者が第1節の4に規定する者である場合には、次に掲げる事項

- (1) その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- (2) その者が毎事業年度の終了後 3 月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和 55 年農林水産省令第 34 号、以下、「規則」という。)第 16 条の 2 各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について備前市長に報告しなければならない旨
- (3) その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - イ 原状回復の費用の負担者
 - ウ 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

7 1 に規定する者の農業経営の状況

第 8 節 同意

備前市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、第 7 節の 2 に規定する土地ごとに、第 7 節の 1 に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が 5 年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について 2 分の 1 を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

第 9 節 公告

備前市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は第 5 節の 1 の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち第 7 節の 1 から 6 までに掲げる事項を備前市の掲示板への掲示により公告する。

第 10 節 公告の効果

備前市が第 9 節の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

第 11 節 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

第 12 節 農業委員会への報告

備前市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告(規則第16条の2)があった場合は、その写しを農業委員会に提出するものとする。

第13節 紛争の処理

備前市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

第14節 農用地利用集積計画の取消し等

1 備前市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、第9節の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた第1節の4に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

(1) その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

(2) その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

(3) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

2 備前市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

(1) 第9節の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた第1節の4に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

(2) 1の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

3 備前市は、2の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を備前市の掲示板への掲示により公告する。

4 備前市が3の規定による公告をしたときは、2の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

5 農業委員会は、2の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業又は農地保有合理化事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人に

連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

ロ 農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項

- 1 備前市は、県下一円を区域として農地保有合理化事業を行う岡山県農林漁業担い手育成財団との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同財団が行う事業の実施の促進を図る。
- 2 備前市、農業委員会、農業協同組合は、農地保有合理化法人が行う中間保有・再配分機能を活かした農地保有合理化事業を促進するため、農地保有合理化法人に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

ハ 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

第1節 農用地利用改善事業の実施の促進

備前市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

第2節 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

第3節 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、第2節に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

第4節 農用地利用規程の内容

- 1 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - (2) 農用地利用改善事業の実施区域
 - (3) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - (4) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - (5) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(6) その他必要な事項

- 2 農用地利用規程においては、1に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

第5節 農用地利用規程の認定

- 1 第2節に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第6号の認定申請書を備前市に提出して、農用地利用規程について備前市の認定を受けることができる。
- 2 備前市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - (1) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - (2) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - (3) 第4節の1のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - (4) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- 3 備前市は、2の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を備前市の掲示板への掲示により公告する。
- 4 1から3までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

第6節 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- 1 第5節の1に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- 2 1の規定により定める農用地利用規程においては、第4節の1に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - (1) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - (2) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

(3) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

3 備前市は、2に規定する事項が定められている農用地利用規程について第5節の1の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が第5節の2に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、第5節の1の認定をする。

(1) 2のイに掲げる目標が第2節に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

(2) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

(3) 2で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者(所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

4 2で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

第7節 農用地利用改善団体の勧奨等

1 第5節の2の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

2 1の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

3 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

第8節 農用地利用改善事業の指導、援助

- 1 備前市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- 2 備前市は、第5節の1に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、備前市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

ニ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

1 農作業の受委託の促進

備前市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- (1) 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- (2) 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- (3) 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- (4) 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- (5) 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- (6) 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

2 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農地利用集積円滑化団体と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

ホ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

備前市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用し

た実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

へ その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

1 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

備前市は、イからホまでに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- (1) 備前市は、小規模土地基盤整備事業や野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。
- (2) 備前市は、水田営農活性化対策への積極的な取り組みによって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、農用地利用の集積、連担化による農作業の効率化、輪作農法の面積拡大と質的向上などに合理的な土地利用及び作付体系の推進等、望ましい経営の営農展開に資するよう努める。
- (3) 備前市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

2 推進体制等

(1) 事業推進体制等

備前市は、農業委員会、農業普及指導センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1章、第3章で掲げた目標や第2章の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

(2) 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、備前市農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、備前市は、このような協力の推進に配慮する。

第5章 農地利用集積円滑化事業に関する事項

第1節 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

備前市においては、これまで兼業農家や高齢農家等から担い手への農地の集積が図られ、農業生産が維持・発展してきたところであるが、経営農地が分散化していることにより農作業の負担が増大し、農地の効率的利用が困難な状況にある。また、今後10年で高齢化による離農等がさらに進行し、農地を供給しようとする意向の高まりが予想されている。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効利用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって農地の引き受け能力を高め、さらなる経営改善を目指していくことが極めて重要となっている。

農地利用集積円滑化事業の実施主体(以下、「農地利用集積円滑化団体」という。)は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組が期待できること、②地域農業、とりわけ担い手に関する情報や農地の各種情報に精通している、③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れること、等の条件を満たす者が実施するものとする。

第2節 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

- 1 備前市における農地利用集積円滑化事業は、市街化区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の規定による協議が調ったもの(当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。))を除いた備前市全域を対象として行うことを基本とする。
- 2 備前市を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。

なお、備前市の区域のうち農業上の利用が見込めない森林地域等の区域を除いた農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定による農業振興地域をいう。)を区域とする。

- 3 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行う場合には、特定の農地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行うこと等により事業実施地域が偏ることがないように、備前市が市全域における事業実施地域の調整を行うこととする。

第3節 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

- (1) 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項
 - ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項
 - イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項
 - ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項
- (2) 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項
 - ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項
 - イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
 - ウ 農用地等の管理に関する事項
 - エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項
- (3) 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項
- (4) 事業実施地域に関する事項
- (5) 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、岡山県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項
- (6) その他農地利用集積円滑化事業の実施方法の留意事項

2 農地利用集積円滑化事業規程の承認

- (1) 法第4条第3項各号に掲げる者(市町村を除く)は、第2節に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令第12条の10に基づき、備前市に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、備前市から承認を得るものとする。
- (2) 備前市は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、(1)の承認をするものとする。
 - ア 基本構想に適合するものであること。
 - イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。
 - ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
 - エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
 - (ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。
 - (イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有

者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

(ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。

(エ) (ア)から(ウ)に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、岡山県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

(カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。

(キ) 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

(3) 備前市は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について(1)の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。

(4) 備前市は、(1)の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を備前市の掲示板への掲示により公告する。

(5) (1)から(4)までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。

(6) (3)及び(4)の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

3 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

(1) 備前市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。

(2) 備前市は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

(3) 備前市は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、2の(1)の規定による承認を取消することができる。

ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは

一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第 2 号に掲げる者(農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人)でなくなったとき。

イ 農地利用集積円滑化団体が(1)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ウ 農地利用集積円滑化団体が(2)の規定による命令に違反したとき。

(4) 備前市は、(3)の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を備前市の掲示板への掲示により公告する。

4 備前市が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により円滑化事業規程を定めるものとする。

(1) 備前市は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、第 2 節に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。

(2) 備前市が(1)の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、備前市長は、当該農地利用集積円滑化事業規程について 2 週間の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告する。

(3) (1)に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、2 の(2)に掲げる要件に該当するものとする。

(4) 備前市は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。

(5) 備前市は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を備前市の掲示板への掲示により公告する。

(6) (4)及び(5)の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

5 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

6 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

(1) 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。

(2) 農地所有者代理事業を実施する場合には、「農地法等の一部を改正する法律による農業経営基盤強化促進法の一部改正について」(平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4531 号経営局長通知)第 1 の 2 の(6)の(ウ)に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。

- (3) 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。
- ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。
 - イ 所有権の移転をする場合の対価又は賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。
 - ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。
- (4) 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。
- (5) 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。
- この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。
- 7 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準
- (1) 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。
 - (2) 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している実勢借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。
- 8 研修等事業の実施に当たっての留意事項
- (1) 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の实地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。
 - (2) 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。

(3) 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業普及指導センター、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

9 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業普及指導センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者及び効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

第6章 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成24年3月7日から施行する。

別紙1(第4章のイの第1節の6関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- 1 地方自治法(昭和22年法律第67号)第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)

(1)対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合

法第18条第3項第2号イに掲げる事項

(2)対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合

その土地を効率的に利用することができると認められること。

- 2 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農業生産法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)

・対象土地を混牧林地や農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
その土地を効率的に利用することができると認められること。

- 3 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

・対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2(第4章のイの第2節関係)

第1節 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年、6年又は10年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年、6年又は10年とすることが相当でないとして認められる場合には、3年、6年又は10年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のものとして定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するよう</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のものとして定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わない</p>

<p>を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>に定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。</p>		<p>ときは、当事者の双方の申出に基づき備前市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>
-------------------------	---	--	---

第2節 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>第1節の①に同じ。</p>	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、第1節の②の</p>	<p>第1節の③に同じ。</p>	<p>第1節の④に同じ。</p>

	3と同じ。		
--	-------	--	--

第3節 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
第1節の①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	第1節の③に同じ。この場合において第1節の③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。	第1節の④に同じ。

第4節 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。